

## 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

国や県の制度の拡充などにより、内容の変更や、実施時期が前後する場合があります。  
最新の内容や詳細は市のホームページをご覧ください。

### 特別定額給付金

1人につき **10万円**

日立市の申請期限は **8月14日(金)**です。

申請がお済みでない方は、申請書の提出をお願いいたします。

コールセンター：IP 050-5528-5155

平日：午前8時30分～午後5時15分

土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

問合せ 総務課 内線 335

### 新生児子育て応援臨時給付金

4月28日以降に生まれたお子さんが対象

対象となるお子さん1人につき **10万円**

特別定額給付金の支給対象の基準日（4月27日）の翌日以降に出生したお子さんの母か父に、応援金を支給します。

#### 対象となるお子さん

出生日が令和2年4月28日から令和3年4月1日までであって、出生後初めての住民登録が日立市であるお子さん

#### 支給対象者（次のすべてを満たす方）

- 対象となるお子さんの母か父である
- 対象となるお子さんの出生日時点から申請日まで引き続き日立市に住民登録がある
- 対象となるお子さんと同一の世帯である

#### 支給方法

- ① 7月16日(木)以降に出生届を母か父が市民課または支所に提出する場合  
窓口において現金でお渡しします。  
持ち物＝出生届、はんこ、身分証明書（運転免許証など）
  - ② ①の前日までに出生届を提出している場合や、出生届を開庁時間外や他市区町村へ提出する場合  
後日、申請書をお送りしますので、子育て支援課へ提出してください。指定の口座へ振り込みます。
- 問合せ 子育て支援課 内線 282

## ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯を支援します。

公的年金などを受給されている方や家計が急変した方は、これまで児童扶養手当（下記「児童扶養手当の受給資格者」参照）の認定を受けていなくても支給の対象になることがあります。

### 基本給付：1世帯 50,000 円、第2子以降1人につき 30,000 円

#### 対象者

- ①：令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ②-1：公的年金給付等受給者（児童扶養手当の認定あり）
- ②-2：公的年金給付等受給者（児童扶養手当の認定なし）
- ③：家計急変者

#### 申請方法

- ①：申請不要
- ②-1、②-2、③：申請書（子育て支援課にあるほか、市のホームページからダウンロードできます）に右の添付書類をつけて直接か郵送で子育て支援課へ

#### 【添付書類】

- 身分証明書
- 通帳またはキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
- 申請者の戸籍謄本または戸籍抄本
- \* 既に児童扶養手当の認定を受けている場合（全部支給停止を含む）は不要
- 簡易な収入額（所得額）の申立書
- \* 扶養義務者がいる場合は、申請者及び扶養義務者全員分の申立書が必要。

### 追加給付：1世帯 50,000 円

#### 対象者

基本給付対象者①及び②-1、②-2のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

#### 申請方法

申請書（子育て支援課にあるほか、市のホームページからダウンロードできます）を直接か郵送で子育て支援課へ

申請期限 来年 **2月26日**（金）まで 午前8時30分～午後5時15分 \*土・日曜日、祝日を除く

給付日及び給付方法 ①：8月6日（木）に児童扶養手当と同様の方法で支給  
②-1、②-2、③、追加給付：8月下旬以降に申請書で指定した方法で支給

児童扶養手当の受給資格者 \*所得制限があります。

以下の①～⑧のいずれかに該当する児童を監護する母、監護し、かつ、生計を同じくする父または当該児童を養育する養育者

\*「児童」とは、18歳になって最初の3月31日までにある方または20歳未満で一定の障害の状態にある方

①父母が婚姻を解消した児童 ②父母のいずれかが

死亡した児童 ③父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童 ④父母のいずれかの生死が明らかでない児童 ⑤父母のいずれかが引き続き1年以上遺棄している児童 ⑥父母のいずれかが保護命令を受けた児童 ⑦父母のいずれかが引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑨その他上記に準ずる状態にある児童

問合せ 子育て支援課 内線 478